

日 薬 業 発 第 295 号

平成 30 年 11 月 12 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 森 昌 平

平成 30 年 7 月豪雨により被災した組合員等に係る一部負担金等の  
徴収の猶予等に係る取扱期間延長について（要請及び意向確認）

標記について、財務省主計局給与共済課長から、別添のとおり連絡がありました  
のでお知らせいたします。

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の支払い猶予期間が平成 31  
年 2 月末までに変更となったことについては、平成 30 年 10 月 31 日付け日薬業発  
第 281 号他にてお知らせしたところですが、今般、共済組合における一部負担金等の  
徴収猶予の対象となる組合員の平成 31 年 1 月以降の取扱いが示されております。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴  
会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。



事 務 連 絡  
平成 30 年 10 月 30 日

日本薬剤師会会長 殿

財務省主計局給与共済課長  
中 澤 正 彦

平成 30 年 7 月豪雨により被災した組合員等に係る一部負担金等  
の徴収の猶予等に係る取扱期間延長について（要請及び意向確認）

標記の件について、別添のとおり各共済組合に通知しましたので了知願います。  
なお、貴関係機関、団体等に対する周知徹底方、よろしく願います。

事務連絡  
平成30年10月30日

各共済組合担当課長 殿

財務省主計局給与共済課長  
中澤 正彦

平成30年7月豪雨により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長について（要請及び意向確認）

平成30年7月豪雨により被災した組合員及びその被扶養者に係る一部負担金等については、平成30年7月13日付け事務連絡「平成30年7月豪雨により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等について（要請及び意向確認）」において、平成30年10月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予（減免）していただくよう要請したところです。この取扱いについては、平成30年11月以降も引き続き、下記のとおり取扱うことといたしますので、よろしくお取り計らい願います。

#### 記

#### 1. 一部負担金等の徴収を猶予する期間の延長

平成30年10月末日までとされていた徴収の猶予について、平成31年2月末日まで引き続き延長していただきたいこと。

#### 2. 平成31年1月以降の取扱いについて

- ① 一部負担金等の徴収猶予の対象となる組合員及び被扶養者（以下、「猶予対象組合員等」という。）は、平成31年1月以降における保険医療機関又は保険薬局（以下、「保健医療機関等」という。）において療養の給付を受ける際に、一部負担金等徴収猶予証明書（以下、「猶予証明書」という。）を組合員証に添えて当該保険医療機関等に提出していただく取扱いとすること（保険薬局の場合にあっては、処方せんに猶予証明書を添えるものであること）。
- ② 猶予対象組合員等は、あらかじめ共済組合に対して申請を行い、猶予証明書の交付を受けるものとする。
- ③ ②にかかわらず、共済組合による猶予証明書の発行準備のため、平成30年12月末日までは現在の一部負担金の徴収猶予の取扱いを継続することとし、この間に共済組合は猶予証明書を速やかに発行するようお願いしたいこと。

- ④ 一部負担金の徴収猶予の取扱いについては、「平成 18 年 9 月 14 日保保発第 0914003 号「健康保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて」」を参考とすること。

なお、当該通知「1 一部負担金等の徴収猶予」において、「6 ヶ月以内の期間を限って」については、今般の徴収猶予期間の延長を考慮し、「当面」と読み替えることとする。

また、猶予証明書の有効期限については、平成 31 年 2 月 28 日までの間で設定すること。

3. 一部負担金等の免除を実施している場合の取扱いについて

一部負担金等の免除を実施している共済組合においても、前記 1 及び 2 について同様の取扱いとすること。

4. 意向確認

貴共済組合における一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長の意向について、別紙「意向調査票」により回答をお願いいたします。

なお、別紙「意向調査票」にも記載していますが、一部負担金等の徴収猶予を実施すると回答頂いた共済組合については、平成 30 年 7 月豪雨により被災した組合員及びその被扶養者が保険医療機関にかかった際に混乱を招かないよう、今後、一部負担金等の支払の猶予の対象となる医療保険者として、全国の保険医療機関等に対して共済組合名を周知させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

報告期限については、平成 30 年 11 月 2 日までとしますが、意向が確定次第、速やかにご報告をお願いします。

# 意向調査票

組合名  共済組合

(回答にあたっての留意事項)

○回答期限は平成30年11月2日(金)まで(可能な限り速やかに)となります。

○青いセルは必要事項を入力し、黄色のセルはリストから該当の番号を選択してください。

問1

貴共済組合に今回の平成30年7月豪雨により被災した組合員及び被扶養者はいらっしゃいますか。

①いる ②いない ③把握していない

回答

問2

今回の平成30年7月豪雨により被災した組合員及び被扶養者の一部負担金等の徴収猶予の取扱期間延長の要請を踏まえ、11月から12月末までの期間において、猶予証明書がなくても猶予を行う措置を引き続き実施しますか。

①実施する ②実施しない ③検討中

回答

問3

平成30年7月豪雨により被災した組合員及び被扶養者の一部負担金等の減免を、11月から12月末までの期間も引き続き実施しますか。

①実施する ②実施しない ③検討中

回答

**【必ずお読みください】**

①問2の回答で①を選択された共済組合につきましては、今回の平成30年7月豪雨により被災した組合員及び被扶養者が医療機関にかかった際に混乱を招かないよう、全国の保険医療機関に対して事務連絡等で一部負担金等の徴収の猶予の対象となる医療保険者として周知させていただきます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

②問2の対応方針で③検討中と回答いただいた共済組合は、方針決定後、速やかに回答してください。